

**右京の魅力発信事業に係る業務の受託候補者選定における
公募型プロポーザル募集要項**

1 募集の趣旨

次の2及び3に示す委託業務の受託候補者を選定するため、当該委託業務に係る提案を公募型プロポーザル方式で募集するもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

右京の魅力発信事業に係る業務

(2) 業務の目的

本業務は、右京区に住み続けることや地域への愛着の醸成を目的とし、区民の声を反映した右京の魅力を発信するための原稿及び写真(以下、「PRコンテンツ」という。)を作成し、SNSにおいて広く全国・世界に向けて情報発信を行う。

これらの発信情報を地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」や右京区役所ホームページを活用し、発信後も見る人が情報を有効活用できるようにアーカイブし、発信する情報の効果を持続させることを目的とする。

さらに、PRコンテンツを活用した情報発信の効果について、今後の活用を見込んだ検証を行う。

(3) 履行期間

契約の日から令和8年3月31日(火)まで

3 履行内容

別添「仕様書」のとおり

4 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。ただし、(2)に該当する者が選定事業者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出すること。

(1) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 参加手続き等

(1) 提出書類

本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を電子メールでukyo-kikaku@city.kyoto.lg.jpまで提出すること。

- ・ 参加申込書【第1号様式】
- ・ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）
- ・ 業務実施体制表及び従事者の経歴
- ・ 業務実績調書（※）
- ・ 提案書
- ・ 見積書
- ・ 最近2事業年度の貸借対照表、収支計算書（非営利団体等にあつては、これらに相当する書類）

※ 本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載すること。（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで。）

(2) 提案に際しての注意事項

提案書作成に関して、本要項のほかに右京区役所から提案者へ提供する資料はないため、提案に際し、必要と思われる事項については、提案者において調査すること。

6 スケジュール

内容	期日等
質疑受付期限（※1）	令和7年4月17日（木）午後5時
質疑への回答期限	令和7年4月21日（月）午後5時
提案書類提出期限（※2）	令和7年4月24日（木）午後5時
プレゼンテーション審査	令和7年5月7日（水）～9日（金）のうち、 いずれか1日（30分～1時間程度）
審査結果通知	受託候補者選定後速やかに実施（5月14日（水）を予定）
委託契約	審査結果通知後速やかに実施（5月下旬を予定）

※1 質疑は、電子メールでukyo-kikaku@city.kyoto.lg.jpまで送ること。

※2 提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

提出方法は、電子メールとする。

7 受託候補者の選定方法、選定結果の通知及び公表について

(1) 選定方法

提出書類を基に、最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定する。

(2) 審査基準

審査は、係る業務受託候補者選定要領に基づき総合的に評価し、順位を決定する。
なお、提案者が1者のみの場合も、受託候補者として選定する。

(3) 受託候補者との協議及び契約締結

受託候補者の提案書類を基に、受託候補者と右京区役所で協議のうえ、右京区役所が契約書及び仕様書を作成し、契約内容の詳細及び契約金額について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、契約が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

8 契約条件及び委託料予定額

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託料予定額

1, 400, 000円（消費税及び消費税相当額を含む。）

(3) 支払条件

本業務終了後、受託者の請求により委託料を支払う。

(4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託は認めない。ただし、個別の業務を再委託する場合、事前に右京区役所と協議を行うこと。また、業務の再委託先については、できる限り市内中小企業となるようにすること。

9 留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における資格確認書類及び提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等により右京区役所の承諾を得た場合のほかは認めない。

(4) 資格確認書類及び提案書に記載した従事者は、業務完了まで特別な事由がない限り変更することができない。

(5) 提案書に記載するべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。

(6) 提案書に記載された見積金額が委託料予定額を超えた場合は、失格となる。ただし、仕様書「5（5）右京の魅力発信に係る独自の企画提案について」に係る追加費用の総計は委託料予定額を超えても構わない。

(7) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

(8) 本業務の受託によって、本業務に関連する業務委託等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともない。

【お問合せ】

〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12

右京区役所地域力推進室（まちづくり担当 田中、永田）

電話： 075-861-1264 FAX：075-872-5048

電子メール： ukyo-kikaku@city.kyoto.lg.jp